6　Ⅰ種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「３」とあるのは、Ⅰ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「０」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「８」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」とする。

7　無線従事者のうち、第２級総合無線通信士等に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

別表第六の専門行政職俸給表在級期間表の備考第１項中「Ⅰ種、Ⅲ種若しくはB種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）」に、「Ⅰ種の」を「総合職（院卒）又は総合職（大卒）の」に、「と、Ⅲ種若しくはB種」を「と、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）」に改め、同表の備考第三項中「第１項」の次に「及び第６項」を加え、同表の備考第四項中「有する者」の次に「（第７項において「第２級総合無線通信士等」という。）」を加え、「この表」を「第１項の規定」に、「Ⅲ種」を「一般職（高卒）又は専門職（高卒）」に改め、同表の備考に次の二項を加える。

6　Ⅰ種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「７」とあるのは、Ⅰ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「５」と、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「９」とする。

7　航空無線従事者のうち、第２級総合無線通信士等に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

別表第六の税務職俸給表在級期間表の備考第１項中「Ⅰ種、Ⅲ種若しくはB種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）」に、「Ⅰ種の」を「総合職（院卒）又は総合職（大卒）の」に、「Ⅲ種の」を「一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の」に改め、「、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と」を削り、同表の備考に次の一項を加える。

3　Ⅰ種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「３」とあるのは、Ⅰ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「０」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「８」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」とする。

別表第六の公安職俸給表㈠在級期間表の備考第１項中「Ⅲ種」を「一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）」に改め、同表の備考第二項中「Ⅰ種、Ⅲ種、A種若しくはB種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）、専門職（大卒一群）若しくは専門職（高卒）」に、「Ⅰ種又はA種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）又は専門職（大卒一群）」に、「Ⅲ種の」を「一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の」に改め、「、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」と」を削り、同表の備考第三項中「Ⅰ種、Ⅲ種、A種若しくはB種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）、専門職（大卒一群）若しくは専門職（高卒）」に、「Ⅰ種の」を「総合職（院卒）又は総合職（大卒）の」に、「と、Ⅲ種、A種若しくはB種」を「と、一般職（高卒）、専門職（大卒一群）若しくは専門職（高卒）」に改め、同表の備考第五項を次のように改める。

5　Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「０」とあるのは、「２」とする。

別表第六の公安職俸給表㈠在級期間表の備考に次の二項を加える。

6　Ⅰ種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級３級の欄中「１」とあるのは、Ⅰ種又はA種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「０」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「３」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」とする。

7　Ⅰ種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級４級の欄中「４」とあるのは、Ⅰ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「３」と、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「５」とする。

別表第六の公安職俸給表㈡在級期間表の備考第１項中「Ⅰ種、Ⅲ種若しくはB種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）」に、「Ⅰ種の」を「総合職（院卒）又は総合職（大卒）の」に、「Ⅲ種の」を「一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の」に改め、「、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」と」を削り、同表の備考第三項中「この表」を「第１項の規定」に、「Ⅲ種」を「一般職（高卒）又は専門職（高卒）」に改め、同表の備考に次の二項を加える。

5　Ⅰ種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「３」とあるのは、Ⅰ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「０」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「８」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5.5」とする。

6　海上保安庁の船員、通信員及び航空員で高校卒以上の学歴免許等の資格を有するもの（第４項に掲げる者を除く。）に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

別表第六の研究職俸給表在級期間表の備考第１項中「Ⅰ種、Ⅲ種、A種若しくはB種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）、専門職（大卒一群）若しくは専門職（高卒）」に、「Ⅰ種又はA種」を「総合職（院卒）、総合職（大卒）又は専門職（大卒一群）」に、「Ⅲ種の」を「一般職（高卒）又は専門職（高卒）の」に改め、「、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」と」を削り、同表の備考に次の一項を加える。

4　Ⅰ種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「１」とあるのは、Ⅰ種又はA種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「０」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「５」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2.5」とする。

別表第六の医療職俸給表㈠在級期間表の表中

薬剤師	2.5	5

を

薬剤師	0	2

に改め、同表の備考中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同表の備考第二項中「「薬剤師」、」を削り、同項を同表の備考第二項とし、同表の備考に第一項として次の一項を加える。

1　職種欄の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級３級の欄中「２」とあるのは、「５」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

（人事院規則一一一四の一部改正）

第二条　人事院規則一一一四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（規則九一八第四章から第六章までの規定の適用の特例）

第三条　前条第一項の規定により採用された職員に対する規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用については、規則八一一八（採用試験）第三条第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とする。

（人事院規則一一三四の一部改正）

第三条　人事院規則一一三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項中「第十三条第三項」の下に「、第四十六条第一項」を加え、「第二十九条の二」を「第三十条」に改め、「、第四十七条第二項ただし書」を削る。